

イベント主催者の皆様へ

イベントで不特定多数の方に飲食物を調理・提供・販売する場合は、原則、食品衛生法に基づく営業許可や営業届出が必要となります※。

区分	食品	必要な営業許可の種別	
出店先で調理行為を行う	焼きそば、フランクフルト、 カレーライス、かき氷、 ベビーカステラなど	飲食店営業	露店又は自動車の営業許可が必要
製造許可の必要な食品を 自ら製造して、 出店先で販売する	煮豆、佃煮、弁当、おにぎりなど	そうざい製造業 又は飲食店営業	製造所 での営業許可が必要
	パン、クッキー、和菓子など	菓子製造業 又は飲食店営業	
	自家製ジュースなど	清涼飲料水製造業	
	漬物(きゅうりの一本漬を含む)	漬物製造業	
	その他	各種食品製造業	
その他、 営業許可の不要な行為	ポップコーン(塩のみ)、 綿菓子など	営業届出	

*上記は例示ですので、類似する品目については許可が必要な可能性があります。

- 出店者を募集する際は、適正な営業許可等を取得していることを要件とするなどして、イベント開催までに営業許可証等を確認したうえで、出店させてください。
- イベント当日は、食品が衛生的に取り扱われているか確認してください。
- 食品を提供することのリスクと責任を十分に認識し、食品衛生に関する法令順守に努めてください。
- 万一に備え、あらかじめ事故発生時の連絡体制や対応方法を決めておいてください。
食中毒が疑われる場合は、保健所まで速やかに連絡してください。
- 営業許可について不明点があれば、許可証に記載されている保健所へお問い合わせください。



©2014 大阪府もずやん

※①地方公共団体・自治会・子ども会等が自ら行うイベントに出店する場合、
②児童・生徒や入所者又は職員、保護者等の関係者が自ら所属する学校・社会福祉施設等が行うイベントに出店する場合は営業許可等を必要としませんが、食品衛生上の危害の発生を防止するため、臨時出店者として保健所に臨時出店届の提出を行い、指導に従ってください。

大阪府泉佐野保健所 衛生課
食品衛生担当
TEL：072-464-9688